

令和6年度 随意契約の公表(こども若者部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの随意契約
【こども若者部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	母子・父子・寡婦福祉資金貸付システム運用機器設定作業委託契約書	令和7年3月1日	株式会社アイネス 営業本部	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号	220,000円	当該システムを熟知している開発・運用保守事業者である株式会社アイネス以外では対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当)
こども若者政策課	八尾市児童手当システム標準化対応業務委託契約	令和7年2月3日	(株)阪南ビジネスマシン	堺市中区深井北町3275番地	41,800,000円	本システムの標準化あたっては、令和7年度までに移行を完了しなければならないという時間的制約がある中で、最も現状を把握している現行ベンダとの契約をベースに検討を進めるとともに、令和5年9月に同規模自治体で導入実施のある事業者によりRFIを行ったが、当時は現行ベンダ以外に参入意向のあるベンダがなく、令和7年度までに標準化への移行作業を終えるためには現行ベンダと契約する以外選択肢がないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	児童扶養手当システム運用保守契約	令和7年2月3日	(株)両備システムズ	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号	18,623,000円	本システムの標準化あたっては、令和7年度までに移行を完了しなければならないという時間的制約がある中で、最も現状を把握している現行ベンダとの契約をベースに検討を進めるとともに、令和5年9月に同規模自治体で導入実施のある事業者によりRFIを行ったが、当時は現行ベンダ以外に参入意向のあるベンダがなく、令和7年度までに標準化への移行作業を終えるためには現行ベンダと契約する以外選択肢がないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども・いじめ何でも相談課	八尾市こども情報システム改修業務委託契約	令和7年2月27日	シャープマーケティングジャパン株式会社	大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号	2,541,000円	当該システムは同社が開発したシステムであり、運用保守についても委託しており、同社でなければシステム改修業務が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
こども健康課	妊婦のための支援給付事業に伴う健康管理システム改修業務	令和7年3月27日	株式会社 両備システムズ	岡山県岡山市豊成二丁目7番16号	1,545,500円	当システムは、平成18年度に導入し、直近では令和2年度にシステムバージョンアップの実施や令和5年度に3回目のシステム及び周辺機器の入れ替えを行うなどの経過があり、令和7年度においても引き続き当該システムを使用する予定である。本システムの保守はシステム開発を行った上記業者のみが実施可能であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども施設運営課	八尾市放課後児童室入退室等管理システム改修業務委託契約	令和7年3月17日	シャープマーケティングジャパン株式会社	八尾市北亀井町3丁目1番72号	2,750,000円	契約業者は当該システムの導入業者であり、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であり、業務の安定的な稼働が図れるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)